

建 技 第 539 号

令 和 4 年 3 月 9 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

令和3年度 富山県土木部土木工事標準積算基準書の一部改定について

このことについて、下記のとおり一部改定したので参考送付します。

記

1 改定する積算基準書

令和3年度 土木工事標準積算基準書（共通編） 富山県土木部

令和3年度 土木工事標準積算基準書（道路編） 富山県土木部

令和3年度 土木工事標準積算基準書（機械編） 富山県土木部

2 改定概要

国土交通省土木工事積算基準の改定に伴い、以下の事項を改定します。

① 一般管理費等率の改定

最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

② 鋼橋製作工における間接工事費の改定

製作現場の経費などの実態を踏まえ、鋼橋製作工の間接工事費（間接労務費率、工場管理費率）を改定

③ 機械設備工事積算基準における一般管理費等率の改定

公共工事機械設備共同調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率を改定する。

3 適用年月日

令和4年4月1日以降に作成する設計書から適用します。

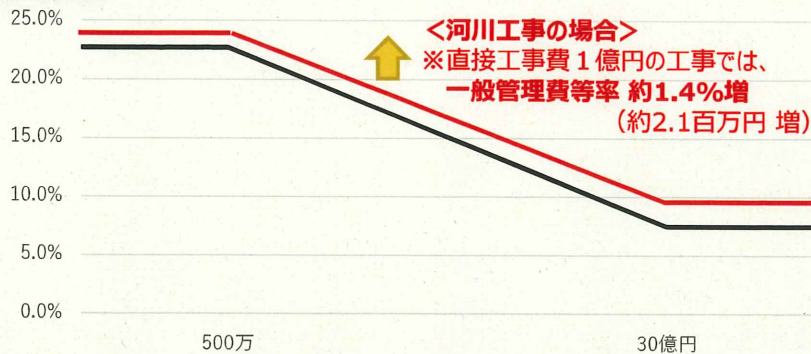
（事務担当 技術指導係）

(7)一般管理費等率の改定

参考資料

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 59.4977$	7.47%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

(8)鋼橋積算基準の改定

参考資料

- 鋼橋製作工の間接工事費、材料費について、製作現場の経費などの実態を踏まえ改定。
○ 桁輸送費について、燃料費などの輸送費用の実態を踏まえ改定。

【鋼橋製作工】

● 間接工事費

	現行	改定
間接労務費率	37.6%	40.8%
工場管理費率	28.8%	33.5%

● 材料費

寸法エキストラ

種別	現行	改定
ガーダー形式	1,000円/t	1,200円/t
ボックス形式	1,600円/t	1,900円/t

ロス率(割増率)

種別	現行	改定
鋼板	15%	17%

スクラップ率

現行	改定
70%	80%

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
12,000円/t	16,400円/t

● 桁輸送費

種別	現行	改定
钣桁(鋼床版钣桁除く)	$Y = 34.71X + 8,047$	$Y = 35.07X + 13,051$
鋼床版钣桁	$Y = 18.44X + 12,409$	$Y = 33.11X + 14,686$
箱桁(鋼床版箱桁除く)	$Y = 29.31X + 8,572$	$Y = 29.94X + 12,939$
トラス・アーチ・ラーメン	$Y = 22.03X + 7,040$	$Y = 24.95X + 14,523$
横断歩道橋	$Y = 55.88X + 15,778$	$Y = 80.84X + 11,938$

Y: 輸送単価(円/t)

X: 輸送距離(km)

(参考)鋼材単価の算出式

鋼材単価 = (ベース価格 + エキストラ) × (1 + ロス率) - (スクラップ単価) × スクラップ率 × ロス率

ポイント

機械設備編（機械設備積算基準）は、土木機械設備請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもので、「公共工事機械設備共同調査」の結果等を踏まえ、既存制定工種及び諸経費を改定。

(1) 機械設備工事積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

①トンネル換気設備に関する新設工事輸送費の算定式を改定

②一般管理費等率の改定

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

情報共有システムの現場での利用実態を踏まえ、システム利用料等を積算基準に反映

①共通仮設費率に含まれる技術管理費の対象にシステム利用料等を追加